

国立大学法人高知大学教員に関する再雇用制度の運用内規

平成 22 年 3 月 31 日
学 長 裁 定

最終改正 平成 25 年 3 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人高知大学職員就業規則第 3 条第 1 項第 1 号に定める大学教員（助手を除く。以下同じ。）に関する再雇用制度の運用については、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則（以下「再雇用職員就業規則」という。）に定めるほか、この内規によるものとする。

(職名、業務及び配置の運用)

第 2 条 大学教員の再雇用者（以下「再雇用大学教員」という。）は、別表 1（第 3 条関係）に定める職名に替えて、教授（再雇用大学教員）は教授、准教授（再雇用大学教員）は准教授、講師（再雇用大学教員）は講師、助教（再雇用大学教員）は助教の名称を職名として使用することができるものとする。

2 再雇用大学教員は、再雇用前の業務を継承するものとするが、管理職手当支給対象の役職には命じず、また、原則各種委員会の委員を命じないこととする。

3 再雇用大学教員は、再雇用前の所属部局の構成員とする。

(雇用形態の変更)

第 3 条 再雇用大学教員は、再雇用職員就業規則第 3 条第 1 項第 2 号に定める短時間勤務者から同項第 1 号に定めるフルタイム勤務者への変更はできないものとする。

(予算配分)

第 4 条 大学教員に配分する教育経費及び研究経費は、再雇用大学教員に同様に配分する。

(その他)

第 5 条 この運用によりがたい事項については、学長が別に定めることができるものとする。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。